

【高額療養費の支給】

1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として戻ります。

該当する方には、初回のみ、福井県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせが送付されます。

お知らせが届きましたら、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室で申請してください。

なお、一度申請されますと、次回からはご指定の口座に自動的に振り込まれます。

●計算のしかた

- ①個人ごとに外来で支払った額を合計し、その合計額から限度額を引きます。
- ②世帯全体の、外来で支払った額と入院で支払った額を合計し、その合計額から限度額を引きます。

<一部負担金等の合算の単位>

- ①被保険者ごとに算定
- ②同一診療月ごとに算定
- ③同一の保険医療機関ごとに算定

※入院時の食事代や差額ベッド代などは対象となりません。

自己負担の限度額については、添付ファイル（4）「自己負担区分基準表」をご参照ください。